私学事業団『共済定期保険事業』の新規加入・更新について(ご案内)

令和7年度『共済定期保険事業』の後期募集を実施します。

私学事業団の福祉事業で加入者が在職中に死亡、入院及び休業等した場合の公 的保障制度を補完します。ぜひこの機会に加入を検討してください。

募集期間:令和7年11月4日(火)~令和7年11月28日(金)

責任開始期(加入日): 令和8年4月1日(水)

<共済定期保険事業の特長>

特長1 加入者の福利厚生制度

私学共済の加入者の自助努力に よる保障づくりを家族を含めてサ ポートします。

特長2 配当金を還付

1年ごとに収支計算を行ない、 剰余金があれば配当金として還付 される仕組みです。

(家族年金コース、医療保障コース、学校加入コースのみ)

特長3 退職後も継続可能

退職後も最長80歳(保険年齢)まで継続可能です。

(継続要件はパンフレット等をご覧ください)

<手続き方法>

既加入者

新規に加入申込する人

変更手続きをする人

変更しない人

「加入申込書兼告知書」に必要事項を記入・押印のうえ、

書類を私学共済事務担当者へ提出してください。

手続きは必要ありません

申込書の「提出先」と「提出期限」(学内締切日) は次のとおりです。

提出先

提出期限:令和7年11月 日(曜日)

お問い合わせ先

専用フリーダイヤル 0120-716-267

(平日9:00~17:15)

日本私立学校振興·共済事業団 共済事業本部 貯金·貸付課 貯金係

日本私立学校振興・共済事業団共済定期保険事業の概要

~私学共済制度の加入者の自助努力による保障づくりを家族を含めてサポートします~

(注) 医療保障コース・医療費支援コース・3大疾病保障コース・長期休業補償コースは、家族年金コースに本人 が加入することが条件です。

配偶者・こどもは、本人が加入しているコースのみのお取扱いとなり、本人の口数・金額を超えてのお申し込みはできません。

学校加入コース

個人加入コース

各コースに加入するには本人が家族年金コースに加入することが条件です。

		合コースに加入するには本人が家族年並コースに加入することが栄性です。				
コース	家族年金コース	医生/风度虫 - 7	医结束中枢中	0十年广川時日 7 (注4)	三切人类类的	学校加入コース
		医療保障コース	医療費支援コース	3大疾病保障コース (注4)	長期休業補償コース	
保障内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	死亡または所定の高度障害状態となった場合、一時金または年金形式にて支払います。 (年金形式の場合は公的遺族年金等を補完します。) ※配偶者、こどもは一時金での受取りです。	病気やケガで継続して5日以上 入院した場合、5日目から入院給 付金を支払います。 (1入院120日限度)	病気やケガで入院した場合、初期費用として3万円を支払います。また、入院支援として1月につき2万円(最大13月)を支払います。 さらに所定の手術を受けた場合、手術保険金(5・10・20万円)を支払います。 女性疾病による入院・手術をした場合、入院保険金・手術保険金を支払います。	 ○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき 300万円を支払います。 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。 (※)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。 ②性 前機塞 	病気やケガにより所定の就業 障害が60日(免責期間)を超 えて継続した場合に、61日目 から月額最高10万円を支払 います。 (最長60歳まで) ※55歳~59歳の方は3年、 所定の精神障害による就業 障害は24か月が限度	死亡または所定の高度障害状態となった場合、一時金を支払います。 (加入者の弔慰金·死亡退職金等として保険金がご遺族に支払われます。)
支払対象	【死亡・高度障害保険金(年金原資)】 300万円~3,000万円(本人) ※71~75歳:300万円・500万円 76~80歳:300万円 300万円・500万円(配偶者) 300万円(こども)	【入院給付金日額】 3,000円~8,000円(本人) 3,000円・4,000円・5,000円(配偶者) 3,000円・4,000円・5,000円(こども)		特 約 7 大疾病 (悪性新生物(が ん)、急性心筋梗塞(*)、脳 新生物保障 ん)、急性心筋梗塞(*)、脳 新生物保障 ん)・上皮内新 全中(*)、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患(高血圧性療) 慢性腎不全 性網膜症)、慢性腎不全または肝硬変)のいずれかで 所定の状態に該当(悪性新生物(がん) は多断確定 された場合 に、保険金をお支払いいたします。		【死亡·高度障害保険金】 10万円~300万円
	死 亡 高度障害 (一時金または年金形式)	入院死亡 (継続して5日以上)	入院手術 入院支援 女性疾病 初期費用 (1日以上)(入院·手術)	◆ 製造用金(UN) 生物(がん) は診断確定) された場合に保険金をおき払いいたします。	長期休養	死亡高度障害
加入範囲	70歳までの本人・配偶者 (継続加入は80歳までです) 3歳~22歳までのこども	69歳までの本人・配偶者 0歳〜22歳までのこども	70歳までの本人・配偶者 (継続加入は79歳までです) 0歳〜22歳までのこども	65歳までの本人・配偶者 (継続加入は79歳までです)	59歳までの本人	70歳までの本人
保険料				ス」「長期休業補償コース」は半年払、「3大疾病保障コース なります。(金融機関の休日に当たる場合は翌営業日)	は新半年払です。	家族年金コースと同様です。 ※保険料は学校法人等が負担します。
継続加入	一旦加入すると、次年度以降同額以下で 継続の場合は告知不要です。	一旦加入すると、次年度以降同口以下 で継続の場合は告知不要です。	一旦加入すると、次年度以降同型で 継続の場合は告知不要です。	一旦加入すると、次年度以降は告知不要です。保険金が支払われた 場合は脱退となります。	一旦加入すると、次年度以降は告知 不要です。退職時は脱退となります。 (任意継続加入者も継続できません。)	一旦加入すると、次年度以降は告知 不要です。退職時は脱退となります。 (任意継続加入者も継続できません。)
退職後の取扱 (注2)	退職後も同額以下で継続可能です。 (加入保険金額の上限 71~75歳:500万円 76~80歳:300万円 /	退職後も同口以下で継続可能です。	退職後も同型以下で継続可能です。	退職後も継続可能です。	退職時に脱退となります。 脱退後の取扱はありません。	退職時に脱退となります。 脱退後の取扱はありません。
継続期間満了後 (注3)	_	「医療保障コース移行加入プラン」 に加入できます。	_			<u> </u>

- (注1) 加入範囲に記載の年齢は保険年齢です。ただし、「長期休業補償 コース」のみ満年齢です。加入範囲の加入最低年齢については、 パンフレットを確認してください。
- (注2) 退職時に継続して1年以上共済定期保険事業に加入(保険料を2 回以上振替)していることが必要となります。
- (注3) 継続期間満了後の取扱いについて

ご加入にあたっては、別途手続きが必要です(自動継続ではありませ ん)。加入資格のある方に対してご案内をいたします(脱退2か月前ご ろ)。詳細はパンフレットをご覧ください。

記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休 止を含む)を変更させていただく可能性があります。

- (注4)・7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それ ぞれ1回のみです。
 - ・7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7 大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に 消滅します。
 - ・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれか が支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険 (Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、が ん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

各コースの正式名称は以下のとおりです。

- ●家族年金コース(こども特約付年金払特約付団体定期保険)
- ●医療保障コース (家族特約付医療保障保険 (団体型))
- ●3大疾病保障コース(7大疾病保障特約付がん・上皮内新生物保 障特約付リビング・ニーズ特約付代理請求特約 [Y] 付集団扱無
- ●医療費支援コース(医療保険)
- ●長期休業補償コース(精神障害補償特約付団体長期障害所得補償

配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】 明治安田生命保険相互会社 特定公法人業務推進部 特定公法人業務推進第二グループ Tel:03-3283-3360 (受付時間 9:00~17:00 除土日・祝日)

共済定期保険事業の推奨ポイント(3つ)



● 団体保険のスケールメリット

私学共済の加入者を対象に運営しますので、6万名を超える加入者(令和7年4月1日時点)のスケールメリットを活かした手頃な保険料で加入できます。

2 配当金を還付(毎年6月下旬頃)

実質的な保険料の負担は軽減されます。※

令和6年度配当率

家族年金^{1-ス} 約49.72_%

医療保障コース

約48.92⁹

※…1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みとなっています。 医療費支援コース、3大疾病保険コース、長期休業補償コースには配当金がありません。配当率は、お 支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払する配当金額は現時点では確定していません。

変更あり

- ❸ 令和8年度より共済定期保険事業は最長80歳まで継続可能と なります。
 - ※退職後も最長80歳まで継続可能です。なお、令和7年度より退職時の年齢に関係なく退職後継続が可能となっています。

ただし、退職時に継続して1年以上共済定期保険事業に加入(保険料を2回以上振替)していることが必要です。

継続可能年齢 (更新可能年齢) (注1)

家族年金コース(※)

80歳

3大疾病保障コースおよび医療費支援コース

79歳

医療保障コース (注2)

69歳

- [※]家族年金コースは、更新日(令和8年4月1日)現在、71歳から75歳の方が加入できる保険金額の上限は500万円(D型)、76歳から80歳の方が加入できる保険金額の上限は300万円(E型)となります。
 - このため、更新日に71歳となる方で、保険金額1,000万円以上の型(X型・Y型・A型・B型・C型)にご加入の場合、保険金額は500万円(D型)に変更となり、また、76歳となる方は保険金額は300万円(E型)に変更となります。同様に、更新日に76歳になる配偶者で、保険金額500万円に加入している場合は、保険金額が300万円に変更になります。(配偶者の保険金額は本人を超えてのお申し込みはできないため、本人の変更と併せて変更となる場合があります。)
- (注1)年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。 (例)保険年齢70歳=令和8年4月1日現在満69歳6ヵ月を超え満70歳6ヵ月まで。
- (注2)継続期間満了となる方は、最長80歳満了の「医療保障コース移行加入プラン」へ移行加入が可能です。満了2ヵ月前ころにご案内いたします。

「医療保障コース移行加入プラン」は、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

事業説明動画をご覧ください。

団体保険の特長(2分編)





私学共済ホームページ内の専用ページをご活用ください。

https://www.pmao.shigaku.go.jp/

共済定期保険

Q検索





以下に記載の資料をご確認いただけます。

- ●共済定期保険事業パンフレット(個人加入コース)
- ❷共済定期保険事業パンフレット(学校加入コース)
- ❸共済定期保険事業リーフレット(個人加入コース)
- ●共済定期保険事業リーフレット(退職後の取扱いについて)
 - ※継続要件を満たしていれば最長80歳まで自動継続(手続き不要)で継続可能です。
- 母共済定期保険事業英文リーフレット
- ⑥(動画)共済定期保険事業 個人加入コースのご案内

など

※制度内容等詳細についてはパンフレットをご覧ください。

制度内容及び請求等の際は以下フリーダイヤルへご連絡ください。

専用フリーダイヤル

0120-716-267 (平日9:00~17:15)